



12月16日(日)

衆議院議員総選挙の投票日 最高裁判所裁判官国民審査

投票時間は午前7時から午後8時まで

私たちの明日を託す、大切な選挙です。
棄権せず、必ず投票しましょう。

【投票所】

第1投票所
保健福祉センター
やまびこ館1階・
健康学習室



第2投票所
宮ヶ瀬地区住民
センター集会室



※投票所入場券に記載されている投票所
で投票できます。

【投票できる方】

平成4年12月17日までに生まれ、12月3日現在で3カ月以上村内に住所があり、村の選挙人名簿に登録されている方。

なお、村内へ転入、あるいは村外へ転出した方、また、村内で住所を移した方は下段の表をご覧ください。

住所を変えた方	村に転入された方	平成24年9月3日までに転入届を出された方 平成24年9月4日以降に転入届を出された方	現住所地の投票所で投票できます。 村では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合には、前住所地の投票所で投票できます。
	村内で転居された方	平成24年11月22日までに転居届を出された方 平成24年11月23日以降に転居届を出された方	現住所地の投票所で投票できます。 転居前の住所地の投票所で投票できます。
村から転出された方	平成24年8月15日までに転出された方	平成24年8月15日までに転出された方	村では投票できません。ただし、9月3日までに転出先で転入届を出されている場合には、転出先の投票所で投票できます。
	平成24年8月16日以降に転出された方	平成24年8月16日以降に転出された方	村の選挙人名簿に登録されている場合には、村の投票所で投票できます。(9月3日までに転出先で転入届を出されている場合には、転出先での投票となり、村では投票できません)。

【投票所入場券】

投票所入場券(1人1枚)は、世帯ごとに封筒に入れて発送します。投票日または期日前投票の際にご持参ください。
なお、万一投票所入場券をなくしてしまった場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

【不在者投票】

村の選挙人名簿に登録されている方で、病院や福祉施設などに入院(所)し、または村外の市区町村に滞在しているなどの理由で投票所での投票ができないと見込まれる方は、不在者投票ができます。

期間 12月5日(水)~同15日(土)
日(土)ただし、最高裁判所裁判官国民審査は12月9日(日)~同15日(土)

【選挙公報、審査公報】

選挙公報と審査公報は、新聞折り込みのほか、役場庁舎や村内の公共施設などに据え置きます(12月11日からの予定)。新聞折り込みで届かない方は、こちらで入手していただくか、選挙管理委員会までご連絡ください。

場所 役場庁舎、保健福祉センターやまびこ館・ひまわり館、宮ヶ瀬地区住民センター、煤ヶ谷診療所、煤ヶ谷郵便局、厚木市農業協同組合清川支所など

【期日前投票】

投票日に、仕事や旅行、出産などの理由で投票所で投票できないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

期間 12月5日(水)~同15日(土)ただし、最高裁判所裁判官国民審査は12月9日(日)~同15日(土)

時間 午前8時30分~午後8時

場所 保健福祉センターやまびこ館1階・健康学習室 ※同10日(月)は同階・機能訓練室

持ち物 投票所入場券 ※届いていない方は不要

選挙メモ

注意！期日前投票の「期間」が違う？

「衆議院議員総選挙(小選挙区、比例代表)」と「最高裁判所裁判官国民審査」では、期日前投票ができます。

しかし・・・ここで注意！この2つの選挙は、投票できる期間が違います！

「衆議院議員総選挙」の投票期間 12月5日(水)~同16日(日)の 12日間
「最高裁判所裁判官国民審査」の投票期間 12月9日(日)~同16日(日)の 8日間

投票を一度に済ませたい方は、12月9日(日)~同16日(日)の期間中に投票しましょう。

投票用紙が3種類？

投票用紙の種類は、衆議院議員の①小選挙区選挙、②比例代表選挙、③最高裁判所裁判官国民審査の3種類です。それでは、それぞれの投票用紙には何を記入すればよいのでしょうか？

衆議院議員総選挙

①小選挙区選挙

候補者名を1名書いて投票してください。

②比例代表選挙

政党名を1つ書いて投票してください。

最高裁判所裁判官国民審査

③国民審査

やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×を書いてください。